日時	令和2年11月20日(金) 15:20~15:35 第10回経営会議
出席者	市長、平原副市長、小林副市長、城副市長、林副市長、政策局長、総務局長、財
	政局長、政策局政策調整担当理事
欠席者	なし
議題	1 企業立地促進条例適用期間終了後の対応について【経済局】
	1 企業立地促進条例適用期間終了後の対応について
	【論点】
	・現行の企業立地促進条例が、今年度末で3年間の適用期間が終了する。コ
	ロナ禍で冷え込んだ経済の再生が求められる中、企業立地の取組は、市内
	の経済活動を活性化させる効果が期待できることから、条例を改正し、期
	間を3年間延長する。
	・また、みなとみらいをはじめ、都心部に立地可能な場所が少なくなってき
	たことや、コロナ禍で企業の立地動向やニーズに変化が生じていることを
	受け、できる限り多くの企業の投資意欲を喚起し、投資機会を創出するた
	め、支援内容の見直しも併せて実施する。
	【説明要旨】
	・企業誘致条例は令和2年9月末までに、合計 145 件の認定をしており、認定
	企業により、令和元年 12 月末までに約4万人市内雇用が増加し、建設・設備
議	投資により約3,900億円、事業活動により約2,000億円の市内発注が創出さ
事	れている。
要	・認定企業の令和元年度までの税収額は累計約 567 億円で、支援額の累計約 382
旨	億円を約185億円上回っている。
	・条例に定める「企業立地等促進特定地域」に該当しない地域(特定地域外)
	について、支援対象を既存企業の再投資にも拡大する。
	・中小企業の固定資産取得支援について、地域に関わらず助成率を10%とする。
	・固定資産取得支援について、都心部以外の地域で助成率を引き上げる。
	・テナントとして本社等を設置する場合の支援について、従業者数 100 人未満
	の中規模の支援枠を新設する。
	・賃貸業務ビルの建設支援対象地域を拡大する。
	・申請事業者に対して温暖化対策統括本部との連携協力を求める。

・これまでの支援による効果が実績に現れている重要な取組である。引き

【結論】

【主な意見等】

<u> 局案の方向性について了承。</u>

続き、しっかりと進めていくこと。